

# あきたの健康を支え合う 国民健康保険

納税通知書を  
6月30日(月)に  
お送りします



## 記載内容の確認と 納付をお願いします

平成26年度の国民健康保険税(国税)の納税通知書を6月30日(月)にお送りします。なお、6月に40歳になるかた(昭和49年6月2日～7月1日生まれ)がいる世帯には7月中旬にお送りします。

問い合わせは国保年金課へ  
課税内容、軽減制度、特別徴収について  
■賦課担当 ☎(066)2099  
■納付について  
■収納推進室 収納担当 ☎(066)2189  
■減額認定証について  
■給付担当 ☎(066)2098  
■口座振替について  
■収納推進室 管理担当 ☎(066)2018

### 年金からの引き落とし用の納税通知書も送ります

- 対象(原則①～③すべてを満たす世帯)
- ①世帯主(納税義務者)を含む国保加入者のかた全員が65歳～74歳
  - ②世帯主のかたが年金を年18万円以上受給している
  - ③国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となった世帯にも、特別徴収用の納税通知書をお送りします。新たに特別徴収になる世帯は10月から年金の引き落としが始まるため、6月30日(月)に発送する納税通知書は、窓口納付用または口座振替用(7月～9月分)と特別徴収用(10月以降分)の2種類です。

なお、特別徴収の対象となった世帯でも、申し出により、口座振替による納付を選択できます。

\*年金から引き落とされた国保税を、年末調整や確定申告で社会保険料控除として申告できるのは、年金受給者(世帯主)本人のみです。

### 減額認定証の申請書を 対象者へお送りします

国保に加入している70歳～74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税のかた

は、入院したときの医療費と食事代が軽減される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が、申請により交付されます。対象となるかたへ、6月24日(火)に申請書をお送りします。申請期限は7月7日(月)です。

### 75歳以上のかたがいる 世帯の軽減制度

同じ世帯に、後期高齢者医療制度と国保に加入しているかたがいて、次の①～③に該当する世帯は、国保税が軽減されます。税額は軽減後の金額でお知らせします。手続きは不要です。

- 軽減①**：国保加入者が後期高齢者医療制度に加入し、国保加入者が1人になった場合の初めの5年間は、医療分・支援分の平等割額が半額になります。
- 軽減②**：軽減①の世帯が5年を経過し、8年までの3年間は、医療分・支援分の平等割額が4分の3になります。
- 軽減③**：会社などの健康保険加入者が、後期高齢者医療制度に加入したため、その被扶養者だった65歳以上のかたが国保に加入した場合は、被扶養者だったかたの医療分・支援分の所得割額が0円に、均等割が半額になります。また、ほかに国保加入者がいない場合は、平等割も半額になります。

\*③の軽減は、法律で定められた軽減制度のうち、7割または5割軽減に該当するかたは所得割だけが軽減されます。

## 国保税の計算方法

国保税は「医療分」「支援分」「介護分(40～64歳のかたのみ)」、それぞれの所得割・均等割・平等割を合算して年額を算出します。

\*世帯主と国保に加入しているかたが所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額の一部が減額されます。

	国保税(年額)	=	医療分	+	支援分	+	介護分
所得割額	課税標準額(※)×		9.22%		2.51%		2.88%
均等割額	国保加入者の人数×		22,960円		6,620円		8,950円
平等割額	1世帯あたり		28,690円		7,450円		8,570円

※課税標準額…国保加入者の平成25年1月から12月までの所得の合計から有所得者1人あたり上限33万円を差し引いた額です。課税の上限は医療分が51万円、支援分が16万円、介護分は14万円です。



# 助け合う介護保険

## 保険料の納入通知書をお送りします

65歳以上のかたに、平成26年度分の介護保険料納入通知書(本算定分)を7月1日(火)にお送りします。今回の介護保険料額(所得段階)は、26年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料は、納入通知書でご確認ください。介護保険課☎(866)2069

### ■平成26年度 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	31,884円
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	31,884円
第3段階(特例)	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	41,450円
第3段階	世帯員全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	47,826円
第4段階(特例)	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	52,928円
第4段階	本人が市町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	63,768円
第5段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円未満)	68,870円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が125万円以上200万円未満)	79,710円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた(合計所得が200万円以上)	95,652円

\*課税年金収入額は、遺族年金・障害年金などの非課税年金を除く。

- 4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたは、はがきサイズの通知書です
- 平成25年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは年金引き落としに変わります
- 災害、生活困窮などで保険料納付が困難なかたへの減免制度があります。納期限の7日前までに介護保険課へ申請を。年金引き落としのかたは、当該月19日まで

第4段階(特例を含む)のかたで、次の①②とも該当する場合は、2段階または3段階(特例を含む)に変更になります。該当する場合は、家族の収入状況などの申告が必要です。

- ①所得税、または市町村民税を申告していない20歳～60歳の家族が同一世帯にいる
- ②世帯員全員が市町村民税非課税者である

災害、病気、失業などで国保税の支払いが困難なかたには、納付の猶予や分割納付、減免(\*)などの制度があります。お早めにご相談ください。

\*減免は納期限の7日前までに手続きを。第1期からの申請期限は7月24日(木)です。

東日本大震災で被災され、原発事故による避難指示等対象地域から秋田市に避難されたかたが国民健康保険に加入したときは、申請により国保税が減免されます。詳しくは国保年金課賦課担当へ。

## 解雇や倒産により 離職したかたの軽減制度

解雇や倒産などにより離職したかたで、次の要件すべてを満たすかたの国保税を軽減します。

### ■該当要件

- ▼以前から国保に加入している、または離職により国保に加入するかた
- ▼離職日の翌日時点で65歳未満のかた
- ▼平成21年3月31日以降に離職したかた

- ▼雇用保険受給資格者証の交付を受けた
- ▼雇用保険受給資格者証の離職理由が、雇用保険法で定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」「特定理由離職者(病気、出産、育児など)」に該当するかた

\*雇用保険受給資格者証について詳しくは、ハローワーク秋田へ。☎(864)4111(ガイダンス案内中に「11#」を押す)  
軽減内容▼平成22年度以降で離職日の翌日が属する年度と、その翌年度において、国保税額を計算するときに「前

年中の給与所得」を本来の金額の30%で計算します

申請手続き▼世帯主(家族の代理可)のかたが軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に国保に加入するかたは、加入していた健康保険の資格喪失証明書)を持って次の窓口へどうぞ

窓口(平日)▼国保年金課3番窓口(議場棟1階)、北部・西部河辺雄和・南部の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所へ